

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6 月 30 日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県吉田郡永平寺町下浄法寺第2号8番地

氏名 株式会社 西村組
代表取締役社長 西村 治

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0776-63-2155

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 株式会社 西村組

事業場の所在地 福井県吉田郡永平寺町下浄法寺第2号8番地

計画期間 2023年4月1日 ~ 2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 総合工事業(D06)

②事業の規模 資本金 3,000万円 元請完成工事高 32億円

③従業員数 132人

④産業廃棄物の一連の処理の工程 別紙1の通り

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙1の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(2022年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 建設資材は、過剰にならないように発注し、発注者の許可を得るものは、再生資源を利用している。また、リサイクルできるものは、リサイクルの徹底を図っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 従来通り分別の徹底を行い、リサイクルできるものはリサイクルを行う。また、再生資源利用(促進)計画書を使用して、再生資源利用の促進を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の品目ごとにコンテナを設け、分別管理を徹底している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを徹底する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	(これまでに実施した取組) _____		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	(今後実施する予定の取組) _____		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
(これまでに実施した取組) _____			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
(今後実施する予定の取組) _____			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	(これまでに実施した取組) _____		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	(今後実施する予定の取組) _____		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(これまでに実施した取組) 再生できるものは再生利用業者へ委託。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(今後実施する予定の取組) 従来通り行う。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

1. 会社の概要

- (1)会社名 株式会社 西村組
- (2)資本金 3,000万円
- (3)従業員数 132名(令和4年6月末現在)
- (4)元請完成工事金額 ¥320,000万円(令和4年5月決算期)
- (5)建設工事請負実績(事業展望)

現在、受注は堅調に推移しているが、先行きは不透明である。

当社としても生き残り策として合理化の推進に邁進している現状です。

今後は、厳しい状況が予測されますが、公害関係法令等を遵守し、環境への配慮を考えた施工を実施していくとともに、産業廃棄物の減量・適正処理を図っていく所存です。

(6)廃棄物発生フロー図



実績及び目標

単位:t

	令和4年度発生量	令和5年度目標発生量
がれき類	5,910.594	6,000.000
木くず	377.876	380.000
廃プラスチック	120.505	125.000
金属くず	6.608	7.000
紙くず	1.244	2.000
建設混合廃棄物	6.682	7.000
ガラス	0.480	0.000
建設汚泥	1.750	2.000
強酸(ph2.0以下)	1.250	0.000
計	6,426.989	6,523.000

* 受注工種により発生品目・量は異なってくるが、できる限り廃棄物の減量(再生)を図って行きたいと考えます。

(7)連絡先

担当者 株式会社 西村組 本社 工務部
電話番号 (0776)63-2155(代)

(8)計画期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

2. 産業廃棄物の処理に係る管理体制

(1) 責任者及び管理組織図

廃棄物統括責任者 取締役土木部長
 廃棄物担当（本社） 工務部
 （作業所） 各現場作業所長 （6月現在12ヶ所 内元請8ヶ所）

(2) 役割

統括責任者

- ・ 廃棄物処理計画及び方針の策定
- ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認(施工検討会議)

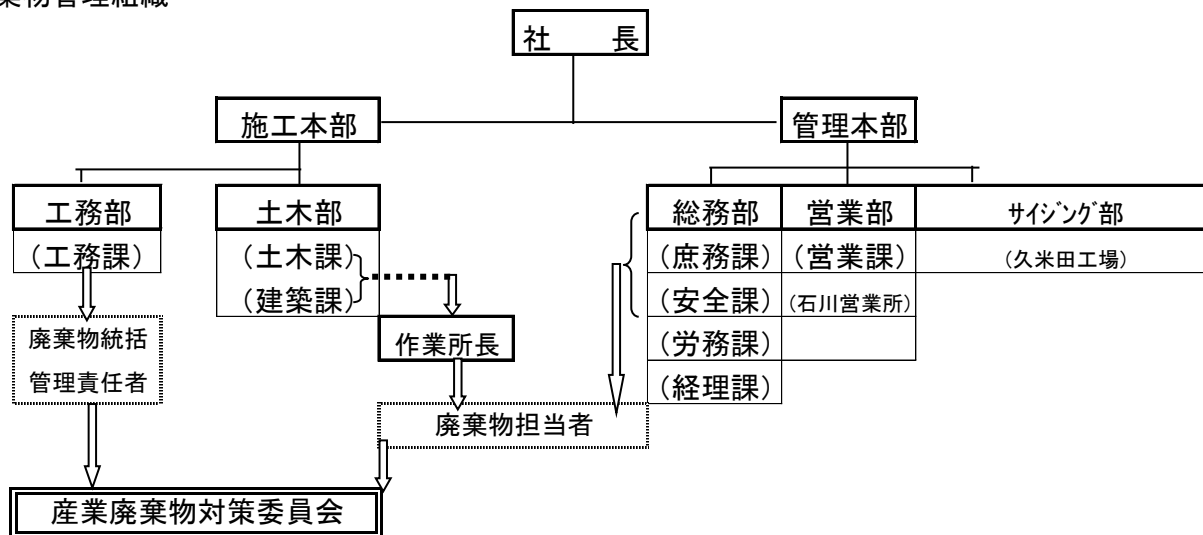
廃棄物担当者(本社)・委託契約書の作成・管理 ・マニフェスト伝票の管理

- ・ 監督官庁への各種報告・社員に対する教育、啓発
- ・ その他関係する事項.

(各現場作業所長)・廃棄物処理計画書の作成.

- ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討.
- ・ 廃棄物マニフェスト伝票発行管理.
- ・ 処理業者、再生利用業者の選定及び管理.
- ・ その他現場における廃棄物に関する事項.

(3) 廃棄物管理組織



(工事着工時の施工検討会及び月例現責会議等にて対策検討)

(4) 教育・研修

各種団体及び協会等にて行う講習会に、担当者(現責)等を参加させ廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知・徹底させ、廃棄物の減量化・適正処理を徹底させる。

又上記受講者は、研修の結果を当社月例会議にて発表報告させ、従業員等に周知させる。

(5) 産業廃棄物の抑制等について

特にリサイクルの徹底化にむけ、各現場で再資源利用運動の展開に取り組んでいる実状です。国土交通省及び県等の、発注者の指導の基で元請現場にて”再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)”を使用して活用の促進を図っています。

分別の徹底、環境配慮型資材の選定・購入、また、協力会社にも産業廃棄物の減量化・分別について指導の徹底を図り、減量・適正処理をさらに推進していきます。

(6) 産業廃棄物の処理に関する事項

当社は中間処理業者に委託するので、収集運搬は主に自社にて行っております。

適正処理を確保するため、関連する法令等規則を遵守し的確に管理します。

産業廃棄物処理計画の実施状況内訳表 (産業廃棄物 種類毎)

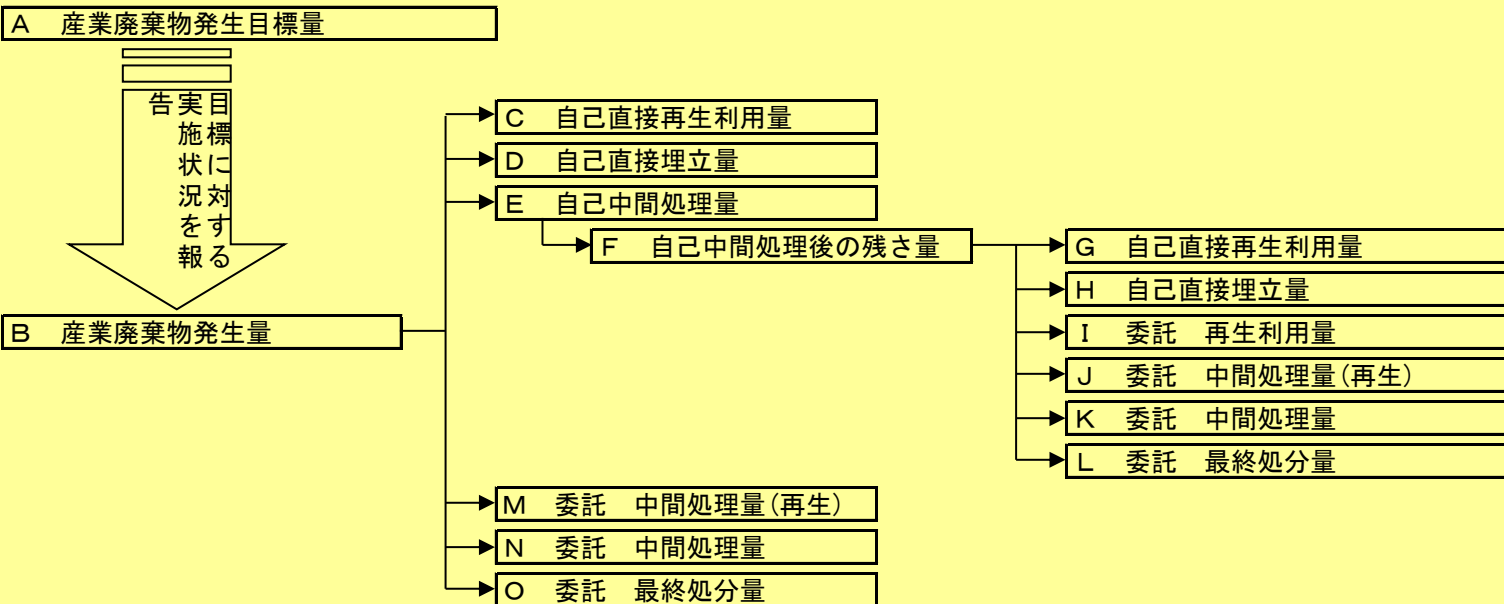
(単位: トン)

No.	産業廃棄物の種類 <注2>	R4年発生目標量 <注3> A	R4年発生量 <注4> B	自己直接再生利用量 C	自己直接埋立処分量 D	自己中間処理量 E	自己中間処理後の残さ量 F	自己直接再生利用量 G	自己直接埋立処分量 H	委託				中間処理量(再生) <注5> M	委託中間処理量 N	最終処分量 O
										再生利用量 I	中間処理量(再生) <注5> J	中間処理量 K	最終処分量 L			
1	がれき類	1000.0	5910.594											5910.594		0
2	木くず	100.0	377.876													377.876
3	廃プラスチック	105.0	120.505													120.505
4	金属くず	20.0	6.608													6.608
5	汚泥	0.0	1.750													1.750
6	廃石膏ボード	0.0	0.000													0.000
7	強酸 (ph2.0以下)	0.0	1.250													1.250
8	建設混合廃棄物	40.0	6.682													6.682
9	ガラス	0.0	0.480													0.480
10	紙くず	15.0	1.244													1.244
合計 (トン)		1280.0	6426.989	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5910.594	0	516.395
計画書記載欄		A	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧						

- 注1. 記入欄が不足した場合は、コピーするなどし複数枚使用してください。
 2. 産業廃棄物の種類は、次の名称 (【 】内の略称でも可) を記載してください。

産業廃棄物の種類	
・ 燃え殻	・ 金属くず
・ 汚泥	・ ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
・ 廃油	及び陶磁器くず ⇒【ガラス】
・ 廃酸	・ 鉱さい
・ 廃アルカリ⇒【廃アル】	・ がれき類
・ 廃プラスチック類⇒【廃プラ】	・ 動物のふん尿⇒【動物ふん】
・ 紙くず	・ 動物の死体⇒【動物死体】
・ 木くず	・ ばいじん
・ 繊維くず	・ その他
・ 動植物性残さ⇒【動植残さ】	
・ ゴムくず	

3. 前年度の産業廃棄物処理計画書に記載した目標量を記載してください。
 4. 発生量と各量との関係は、次のとおりです。



5. 中間処理(再生)とは、委託先の中間処理後に再利用されるものです。

産業廃棄物処理計画目標内訳表 (産業廃棄物 種類毎)

(単位: トン)

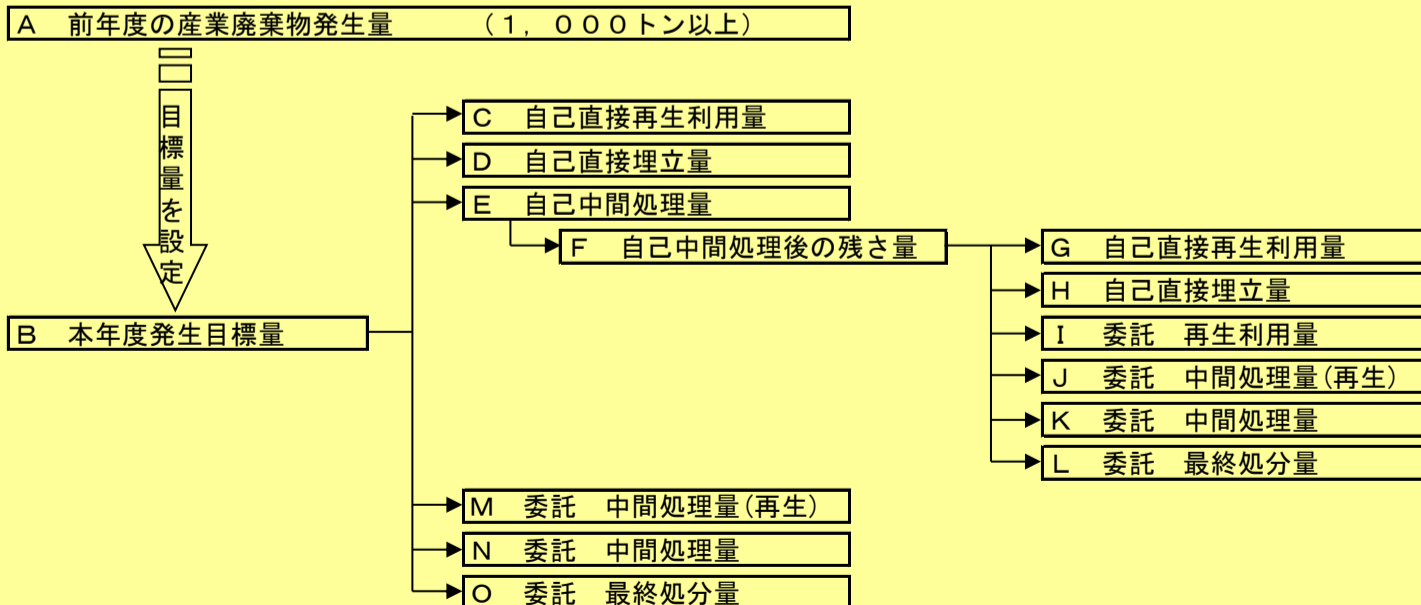
No.	産業廃棄物の種類 <注2>	R4年度の産業廃棄物発生量 A	R5年度の発生目標量 <注3> B	自己直接再生利用量 C	自己直接埋立処分量 D	自己中間処理量 E	自己中間処理後の残さ量 F	自己直接再生利用量 G	自己直接埋立処分量 H	委託				中間処理量(再生) <注4> M	中間処理量 N	最終処分量 O
										再生利用量 I	中間処理量(再生) <注4> J	中間処理量 K	最終処分量 L			
1	がれき類	5910.59	6,000											6,000		
2	木くず	377.876	380													380
3	廃プラスチック	120.505	125													125
4	金属くず	6.608	7													7
5	汚泥	1.75	2													2
6	廃石膏ボード	0	0													0
7	強酸 (ph2.0以下)	1.25	0													0
8	建設混合廃棄物	6.682	7													7
9	ガラス	0.48	0													0
10	紙くず	1.244	2													2
合計 (トン)		6426.989	6,523	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000	0	523
計画書記載欄		A	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧						

注1. 記入欄が不足した場合は、コピーするなどし複数枚使用してください。

2. 産業廃棄物の種類は、次の名称 (【 】内の略称でも可) を記載してください。

産業廃棄物の種類	
・ 燃え殻	・ 金属くず
・ 汚泥	・ ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
・ 廃油	及び陶磁器くず ⇒ 【ガラス】
・ 廃酸	・ 鉱さい
・ 廃アルカリ ⇒ 【廃アル】	・ がれき類
・ 廃プラスチック類 ⇒ 【廃プラ】	・ 動物のふん尿 ⇒ 【動物ふん】
・ 紙くず	・ 動物の死体 ⇒ 【動物死体】
・ 木くず	・ ばいじん
・ 繊維くず	・ その他
・ 動植物性残さ ⇒ 【動植残さ】	
・ ゴムくず	

3. 発生目標量と各量との関係は、次のとおりです。



4. 中間処理(再生)とは、委託先の中間処理後に再利用されるものです。